

Press Release

堺労働基準監督署発表 令和7年2月25日 堺労働基準監督署 電話 072-340-3829

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(内燃機関を有する機械を換気の不十分な場所で使用した疑い)

令和7年2月25日、堺労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、下記のとおり株式会社創勝ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1)株式会社創勝(以下、被疑会社という。)

所在地 大阪府大阪市住吉区沢之町 事業内容 解体工事業

- (2) 被疑会社の労働者A(以下、被疑者Aという。)
- 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第 22 条第 1 号 同法第 27 条第 1 項 労働安全衛生規則第 578 条 同法第 119 条第 1 号(罰則) 同法第 122 条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者等を指揮するとともに、事業主のために安全管理を行う者であるが、令和5年12月21日、同人は、大阪府堺市堺区内の住宅解体工事現場において、換気が不十分な当現場建物内部で、内燃機関を有する発電機2台を使用し、当現場において作業を行っていた被疑者Aを含む6名の作業員が一酸化炭素中毒になったものである。

4 参考事項

- (1) 一酸化炭素中毒になった作業員6名全員が救急搬送された。
- (2) 関係法条文は別紙のとおり。

関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三 第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若し くは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十 二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若 しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、 第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第 五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第 百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(内燃機関の使用禁止)

第五百七十八条 事業者は、坑、井筒、潜函、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。